

## 平成 22 年度事業計画書

### 1 講座，セミナー，育成事業

(文化財の虫菌害と保存対策や，予防及び除去に従事する技術者育成のための研究会、講習会等の開催と，文化財保存に関する刊行物による教育普及事業)

#### (1) 研修会・講習会事業

##### 1) 「文化財の虫菌害・保存対策研修会」の開催

一般市民，文化財を所有・管理する博物館・美術館・地方公共団体等の関係役職員や被害防除事業を行う企業職員を対象とし，年に 1 回 6～7 月に東京で開催する。

講義内容は，文化財の虫菌害の基礎知識や被害防止対策，文化財管理の在り方，文化財を保存管理するための事例なども含めた内容である。

開催案内は，ホームページ，機関誌，文書による通知等で行う。

##### 2) 「文化財防虫防菌処理実務講習会」の開催

一般市民，文化財を所有・管理する博物館・美術館・地方公共団体等の関係役職員や被害防除事業を行う企業職員や，文化財虫菌害防除作業主任者の登録更新者を対象とし，年に 1 回 10 月頃東京で開催する。

標記講習会は，文化財の防虫防菌に関する知識と技術，燻蒸中毒事故防止について講義と実務をとおして習得するものである。また講習会期間中，文化財虫菌害防除認定薬剤や文化財保存管理に関する器材等の展示等を行う。

開催案内は，ホームページ，機関誌，文書による通知等で行う。

#### (2) 防除作業資格認定事業

##### 1) 「文化財虫菌害防除作業に関する講習会」の開催

一般市民，文化財を所有・管理する博物館・美術館・地方公共団体等の関係役職員や防除事業を行う企業職員と，文化財虫菌害防除作業主任者の資格更新者を対象とし，年に 1 回 2～3 月頃に東京で開催する。

標記講習会は，文化財に対する虫菌害防除の適切な推進を目的として毎年度開催しているもので，当研究所の「文化財虫菌害防除作業主任者規程」に基づいた文化財虫菌害防除作業主任者資格を取得するための講習会である。

開催案内は，ホームページ，機関誌，文書による通知等で行う。

##### 2) 「文化財虫菌害防除作業主任者の能力認定試験」の開催

(2) 1) 「文化財虫菌害防除作業に関する講習会」を受講した者と，文化財虫菌害防除作業主任者の資格更新者を対象にした能力認定試験である。年に 1 回東京で「文化財虫菌害防除作業主任者に関する講習会」終了後に開催する。

開催案内は，ホームページ，機関誌，文書による通知等で行う。

### 3) 「文化財虫菌害防除作業主任者」の登録

(1) 1) 「文化財防虫防菌処理実務講習会」を受講した文化財虫菌害防除作業主任者の登録更新者と、(2) 2) 「文化財虫菌害防除作業主任者の能力認定試験」に合格した者を、「文化財虫菌害防除作業主任者規程」に基づき文化財虫菌害防除作業主任者として登録し、資格を付与する。

### (3) 図書出版事業等

#### 1) 機関誌の刊行

当研究所の維持会員（文化財の所有者・管理者，文化財に対する虫菌害等の防除に従事する団体・個人）に対して，文化財の虫菌害防除や保存対策に関する情報提供するための事業である。

年に2回（6月と12月）に刊行し、本年度はNo. 59, 60を刊行する予定である。

#### 2) 図書の刊行

基礎学術的な論文から具体的な防除事業の方法，薬剤・器具等に関する知識に至る広範な知識・技術の情報を，機関誌その他の出版物によって提供する事業である。

## 2 調査・資料収集，相談・助言事業

（文化財の虫害・菌等の予防及び除去ならびにその文化財に与える影響に対する調査研究と，その研究成果に基づく予防及び除去する事業）

### (1) 文化財等に対する虫菌害防除に関する調査事業

文化財等に対する虫菌害の発生またはその可能性，文化財管理環境の適否，被害が発生している場合の防除方法等について調査を行い，対応措置等について指導・助言等を行う事業である。調査後は，捕獲・採取された虫・菌の同定作業を行い，文化財の保管・管理方法や虫菌害の防除対策について指導・助言や提案を行う。

### (2) 虫・菌害防除のための処理（燻蒸等）を行った場合の効果判定事業

文化財等に関し虫菌害の防除措置（燻蒸等）を行った結果の効果判定を行い、防除措置の適切性を確認するための事業である。防除措置（燻蒸等）を行う場所に効果判定用テストサンプルを設置し、防除措置終了後に回収して効果検証・判定を行う。

## 3 技術開発，研究開発事業

（文化財の虫・菌害防除の方法・技術等に関する試験・研究・開発等の事業）

### (1) 虫・菌害防除におけるIPMに関する基礎的・応用的研究

総合的有害生物管理（IPM）に関する基礎的な理論から具体的な作業レベルの在り方までについて研究し，その適切な普及を図る事業である。

文化財の虫・菌害防除については、従来、文化財またはその保管・管理施設を定期的に薬剤を用いて燻蒸する方法が主流であったが、近年、文化財の保管・管理施設の環境全体を適切に管理することによる IPM の手法が、基本的な方向性となっているため、IPM に関する基礎的な理論から具体的な作業レベルの在り方までについて研究し、その適切な普及を図る。

(2) 文化財に関する虫害の発生メカニズムと有効な防除手段に関する研究

文化財を加害する昆虫類の発生・生態・文化財への加害習性等について、研究し、的確な防除措置を確立する事業である。

(3) 文化財に関する菌害の調査と研究

微生物による文化財の被害調査と防除方法・技術等に関する試験、研究をする。

#### 4 検査・検定事業

(文化財に対する虫・菌害の防除のための薬剤の認定とその適切な使用のための事業)

(1) 文化財虫菌害防除薬剤等の認定登録

文化財に対する虫・菌害の防除のための薬剤の認定とその適切な使用の確保のための事業である。文化財の害虫、カビ防除に使用する薬剤等の効果、文化財に与える影響を判定し、その的確性を認定、登録をする。